

高齢者の住まいの確保について

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

【取組概要等】

令和5年度予算 1,072百万円（住宅政策本部所管分）

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面において、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉保健局】

※東京都住宅マスタープラン（2022（令和4）年3月改定）

政策指標

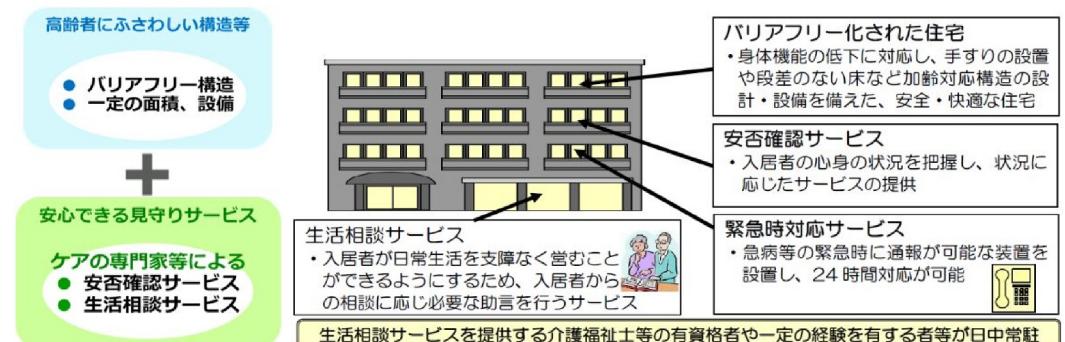
サービス付き高齢者向け住宅等を2030年度末までに33,000戸整備
⇒ 令和3年度末までの供給実績 23,858戸

【今後の取組】

- ◆ 引き続き、国の整備事業に対し、都も上乗せ補助を実施することなどにより、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進
- ◆ R5「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」主な変更点
 - ・改修費の補助にかかる増額（180万円/戸 → 195万円/戸）
 - ・既設改修の新設（既設のサ高住でIoT技術を導入して非接触でのサービス提供を可能とする工事）
 - ・一般住宅及び交流施設を併設する事業を加算メニューに変更

【参考】

サービス付き高齢者向け住宅



住宅セーフティネット制度

【取組概要等】

- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（都の愛称：東京ささエール住宅）の登録制度や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始（令和4年度末現在49法人）
- 住宅確保要配慮者専用住宅の貸主等へ改修費や家賃低廉化等に係る補助を行う区市町村に対し財政支援を実施。加えて、要配慮者の入居に伴う貸主等の不安軽減や登録意欲の向上を図るため、都独自の取組として、専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度を実施するなど、登録促進を強化

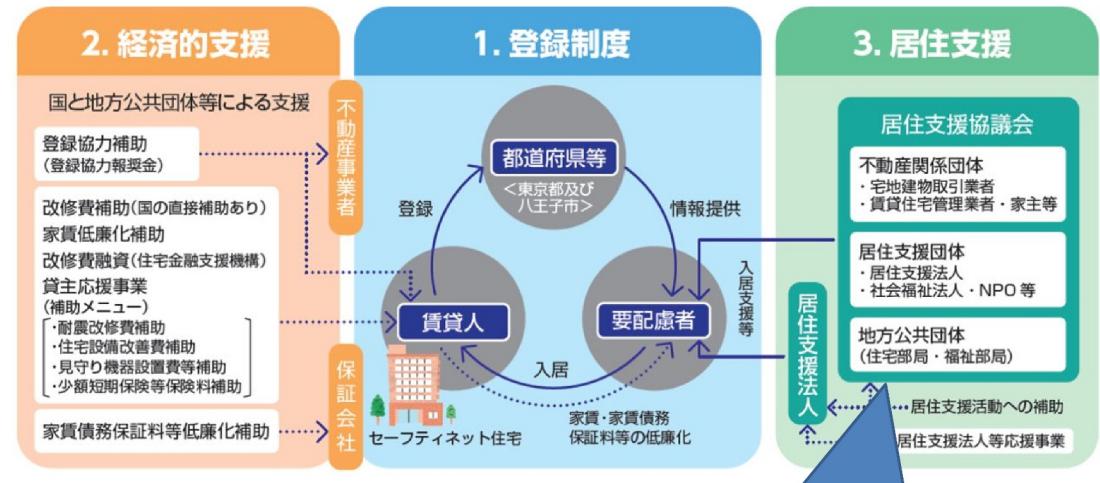
《東京都居住支援協議会》

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助や、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援（令和4年度末時点30区市で設立）
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を実施

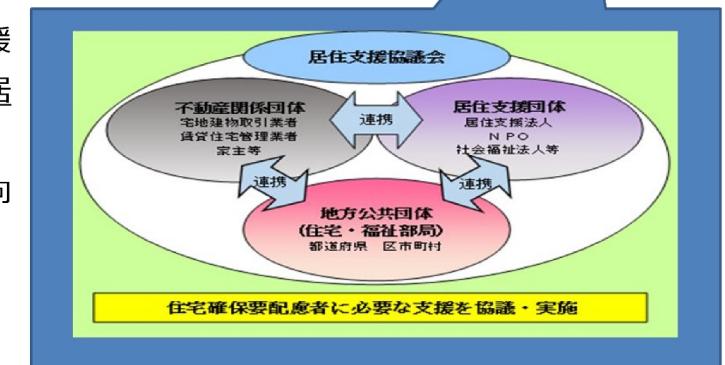
※『東京都住宅マスタープラン』（2022(令和4)年3月改定）の政策指標

専用住宅の登録戸数…2030年度末 3,500戸（R4年度末 684戸）
居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率…2030年度末 95%（R4年度末 81%）

令和5年度予算 428百万円



【住宅セーフティネット制度のイメージ（令和5年度）】



【令和5年度の主な施策】

- ◆ 専用住宅の供給促進に向けて、耐震改修工事や住宅設備改修工事、見守り機器設置等に対する補助メニューを揃え、専用住宅に登録する貸主等を支援
- ◆ 専用住宅の登録促進と入居者の居住支援の充実を図るため、サブリース物件を新たに専用住宅として登録・運営する居住支援法人等を支援
- ◆ 区市町村居住支援協議会等への補助を拡充し、協議会設立前の活動へも支援するとともに、地域における連携強化や課題解決に向けた検討等に資するワーキングを東京都居住支援協議会に新たに設置